

第五次千葉県障害者計画骨子（案）項目一覧

第 1 部

総 論

- 計画策定の背景等趣旨
- 計画の位置づけ
- 計画の基本理念と目標
- 策定体制及び方法
- 本県の障害のある人の状況 等

第 2 部

現状と課題及び今後の施策の方向性

I 主要な施策（各部会において担当する分野）

※ 総合計画による分野「1～7」

1 入所施設から地域生活への移行の推進

【入所・地域移行等WT】資料 3 - 2

- (1) グループホームの整備促進と質的向上 ②
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害者等の地域生活移行の推進 ②
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設のあり方（P）

2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進

【精神障害者地域移行推進部会】資料 3 - 3

- (1) 精神障害のある人の地域生活への移行推進 ②
- (2) 障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進②
- (3) 精神救急医療体制の充実 ②

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

【権利擁護専門部会】資料 3 - 4

- (1) 障害のある人への理解の促進 ② + 「WT」
- (2) 地域における権利擁護体制の構築 ②
- (3) 地域における相談支援体制の充実（うち権利擁護関係） ②
- (4) 手話通訳等の人材育成 ②
- (5) 情報バリアフリーのための普及啓発の促進 ②

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

【療育支援専門部会】資料 3 - 5

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実 ②
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化 ②
- (3) 地域に相談支援体制の充実（うち療育関係）
- (4) 障害のある子ども一人ひとりに合わせた教育の充実
- (5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

5 障害のある人の相談支援体制の充実

【相談支援専門部会】資料 3 - 6

- (1) 地域における相談支援体制の充実 ②
- (2) 地域における相談支援従事者の研修の充実 ②
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（うち相談支援関係）

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

【就労支援専門部会】資料 3 - 7

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化 ②
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークを構築及び情報共有化 ②
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金向上への取組の推進 ②
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた就労の選択を尊重した支援

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

【入所・地域移行等WT】資料 3 - 8

- (1) 重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化の実施 ②
- (2) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進 ② + 「精神（高次脳）」
- (3) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進 ②
- ~~(4) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化②（再掲）『療育』4の（2）にまとめて掲載~~
- ~~(5) 重度・重複障害者等の地域生活移行の推進②（再掲） 1の（4）にまとめて掲載~~
- (4) ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進 ② →『精神』

※ その他

8 その他五次計画において取り組むべき事項

【入所・地域移行等WT】資料 3 - 9

- (1) 人材の育成と確保
- (2) 高齢期に向けた支援
- (3) 保健と医療に関する支援
- (4) スポーツと文化活動に関する支援
- (5) 住まいとまちづくりに関する支援
- (6) 暮らしの安全・安心に関する支援 + 「精神（災害派遣精神医療チーム体制）」
- (7) 障害のある人への理解の促進（うちマークの普及推進）

II 推進体制

- 連携・協力の確保
- 広報・啓発活動の推進
- 進捗状況の管理及び評価 等

第 3 部

障害福祉サービス提供の見込（障害福祉計画）

- 障害保健福祉圏域（区域の設定）
- 現状とサービス提供の見込量
 - ・圏域ごと
 - ・県全体